

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十九号

測量計画機関である吉川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

吉川市

### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

### 三 作業地域

吉川市下内川地内

### 四 作業期間

令和二年六月十一日から令和二年七月三十一日まで